

# 第10期 真狩村分別収集計画

令和4年6月  
北海道真狩村

# 真狩村分別収集計画

令和4年6月

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村におけるごみ処理は現在、南後志地域ごみ処理広域化基本計画に基づき、可燃ごみは、羊蹄地区広域で民間委託による固形燃料化処理、生ごみ及び粗大ごみ・不燃ごみについては単独での民間委託により処理している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、適切な中間処理と、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を初めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の3つのRを実践し、循環型社会の構築を目指す。
- 行政、住民、事業者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- 住民の理解と協力に基づく分別収集を推進する。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、缶類（アルミ、スチール）、びん類（無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス）、紙類（紙パック、ダンボール、その他紙）、プラスチック類（PETボトル、その他プラスチック、白色トレイ）を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	92 t	90 t	89 t	89 t	88 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

- 再生品の活用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と標記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

分別の区分と実施時期

No.	収集に係る 分別の区分	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
1	金 属	スチール製容器					
		アルミ製容器					
2	ガラス	無色ガラス製容器					
		茶色のガラス製容器					
		その他の色のガラス製容器					
3	紙 類	飲料用紙製容器					
		段ボール					
		その他の紙製容器包装					
4	プラスチック	ペットボトル					
		その他のプラスチック製容 器包装					
		白色トレイ					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
主としてアルミ製の容器	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
無色のガラス製容器	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	(引渡数量) 6 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 6 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 6 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 6 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 6 t	(独自処理数量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡数量) 8 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 7 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 7 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 7 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 7 t	(独自処理数量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡数量) 4 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 4 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 4 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 4 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 4 t	(独自処理数量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	31 t		30 t		30 t		30 t		29 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡数量) 5 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 5 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 5 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 5 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 5 t	(独自処理数量) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡数量) 10 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 10 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 10 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 10 t	(独自処理数量) 0 t	(引渡数量) 10 t	(独自処理数量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t		(合計) 15 t	
	(引渡数量) 15 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 15 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 14 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 14 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 14 t	(独自処理数量) 1 t
（うち白色トレイ）	(合計) 1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 1 t	(引渡数量) 0 t	(独自処理数量) 1 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去5年間における人口の増減を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,923人 (対前年度比) △0.72%	1,909人 (対前年度比) △0.72%	1,895人 (対前年度比) △0.72%	1,882人 (対前年度比) △0.72%	1,868人 (対前年度比) △0.72%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	村による定期収集 (委託)	民間業者委託
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器包装	紙パック		
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	その他紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	白色トレイ	白色トレイ		

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6項)

分別収集する容器包装廃棄物は、民間業者へ委託して、選別・圧縮・保管するものとする。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶	袋	2 t 平ボディ車	民間業者委託	
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	びん				
茶色のガラス製容器					
その他の色のガラス製容器					
飲料用紙製容器	紙パック				紐で縛る
段ボール	段ボール				
その他の紙製容器包装	その他紙				袋
ペットボトル	ペットボトル				袋
その他プラスチック容器包装	その他プラスチック				袋
白色トレイ	白色トレイ	袋			



分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
<b>【排出段階】</b>				
1. 排出容器				
1-1 透明合成樹脂 袋	a. 缶類(スチール缶、アルミ缶分別)	(仕様) 材質：樹脂製 容量：指定なし	村	・a～c 折り畳み式コンテナボックス
	b. びん類 (無色、茶、その他分別)		村	
	c. ペットボトル		村	
	d. その他の プラスチック 製容器包装		村	
	e. その他紙 製容器包装		村	
1-2 紐で縛る	f. 紙パック	(仕様) 材質：指定なし	村	
	g. 段ボール		村	
1.2 集積場所	a. ～g.	従来集積場所の利用	村	・ 村内 80 箇所 収集場所の日常管理は各自治会
<b>【運搬段階】</b>				
2. 車両				
2.1 トラック	a. ～g.	(仕様) 民間委託 (整備計画) 予定なし	村 (委託)	民間委託
<b>【中間処理段階】</b>				
3. 中間処理				
3.1 選別・圧縮 設備	a. ～g.	(仕様) 民間委託 (整備計画) 予定なし	民間 業者	民間委託
3.2 ストックヤード	a. ～g.	(仕様) 民間委託 (整備計画) 予定なし	民間 業者	民間委託

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ・事業系一般廃棄物の分別強化  
一般家庭における分別に合わせ、事業系一般廃棄物の容器包装廃棄物の分別徹底に重点を置き、回収率の向上を目指す。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする

